

ご意見の内容及びご意見に対する考え方（千葉県銚子市沖）

番号	該当箇所		ご意見の内容	ご意見に対する考え方
768	公募占用指針	第2章(1)	本公募では2系統存在している。仮に37万kWを選択して計画した事業者が選定された場合に、18.72万kWの系統はどのような扱いとなるのか明記していただきたい	本公募終了後、系統情報提供の際にいただいた誓約書に基づき、当該系統提供事業者が管理することとなります。
769	公募占用指針	第2章(1)	本公募の場合、系統のサイズが大幅に異なった計画を比較することになると思うが事業実現性などの定性評価面で適切な比較は可能なのか。適切な評価を行うために定めている基準などはあるか	出力の規模によらず、事業性評価においては、本促進区域で最も長期的、安定的、効率的な事業が実施出来る事業者を選定いたします。
770	公募占用指針	第2章(1)	本編に「もう1系統は18.72万kW（現在増設の接続検討申込が行われており、公募開始までに変更の可能性有り。）」との記載があります。第58回調達価格等算定委員会の資料1には、「業界からは、系統に係る情報を公募開始前から可能な限り早期に情報提供してもらいたいとの要請がある」ことを踏まえ、公募開始前の9月10日から促進区域に関する情報提供が行われています。しかしながら、この情報提供が行われた段階において最大受電電力が変わる可能性があること事業者は接続検討申込等の準備が進められず、早期に情報提供した趣旨が失われてしまうものと考えます。従って、促進区域決定前に契約申込がなされ、国に情報提供されている最大受電電力の系統に限って、その活用を認めることが妥当ではないか考えます。	原則、公募開始前に契約申し込みがなされ、国に情報提供されている系統に限ってその活用を認めることとしております。
771	公募占用指針	第2章(1)	「本促進区域に関して情報提供のあった系統は2系統あり、1系統は37万kWであり、もう1系統は18.72万kW（現在増設の接続検討申込が行われており、公募開始までに変更の可能性有り。）」の範囲で事業を実施することとし、」と記載されているが、接続検討申込みの期間や海底送電線、陸揚げ、変電所の用地確保等に関わる関係者との事前調整まで踏まえると、公募開始時に系統連系容量を公表されても事実上対応困難であることから、系統容量および連系点の公表は公募開始前の一定程度前にすべきではないか。または、関係者との事前調整を踏まえ、接触禁止期間に裕度を与える等の措置は考えないのか。	系統情報の情報提供の申請の受付については、公募開始に先立ち、2020年9月10日に開始しています。 なお、いわゆる接触禁止規定は、公平性、透明性及び競争性を阻害する態様に限って禁止するものです。
772	公募占用指針	第2章(2)	促進区域の指定がなされていない一般海域に海底送電線等を設置する場合、事業者選定後に協議会で必要な調整・協議を実施する必要がある。一方、FIT申請は事業者選定1年以内に公募占用計画の認定を以って申請する必要があるため、協議会での調整・協議が難航した場合、FIT申請期間を超える可能性がある。従って、協議会での調整・協議状況によってFIT申請の起点日を変更できるようにしていただきたい。また、これに伴い、運転開始期限の延長を認めていただきたい。	事業者選定後の協議会において必要な調整・協議を行う場合は、十分に余裕をもって計画的に調整を進めていただくようお願いします。
773	公募占用指針	第2章(2)	海底送電線等とは何の設備を含んでいるのか具体的に明示願いたい。	海底送電線等は海底に敷設された送電若しくは通信用のケーブルです。

774	公募占用指針	第2章(2)	促進区域の変更の所要の手続きは、促進区域指定ガイドライン 12 頁のとおり協議会での協議のほか、指定の場合と同様、公告・縦覧、関係行政機関の長との協議、変更後の促進区域全体の公告が必要となるという理解でよろしいでしょうか。また、海底送電線等にかかる限定的な変更であり、変更に必要な期間は、法定の期間を除き、当初の指定よりも短いと想定してよろしいでしょうか。	促進区域の指定に関する手続きは、再エネ海域利用法第8条第2項から第6項までを準用いたします。
775	公募占用指針	第2章(3)	「他の促進区域の選定事業者等との間で、促進区域と一体的に利用される港湾の使用時期に重複があり」と記載されているが、ここでいう「他の促進区域」は「一般海域だけか、拠点港湾で実施する洋上風力の促進区域」を含むのか？ (含む場合) ・鹿島港の港湾区域で先行して計画されている洋上風力発電の開発と利用する港湾が重複した場合、この調整はどこが実施するのか？(調整フロー等を示してもらいたい) ・拠点港湾が港湾内を含む他の洋上風力発電事業重複した場合における運転開始時期の延長は認められるのか。	「他の促進区域の選定事業者等」には、港湾区域内に海洋再生可能エネルギー発電設備を設置するために湾法第37条第1項に基づく許可を受けた者も含まれます。公募占用指針に明記させていただきます。その場合においても、他の促進区域の場合と同様に調整を行います。
776	公募占用指針	第3章(1)	埠頭利用可能面積は10haと記載がありますが、これは本件の案件規模や過去案件での利用面積を勘案すると非常に狭く、効率的な工事のためにはより広い面積が必要と認識しております。今後の公募プロセスの中で、国が10ha以上の面積を本事業のために確保する予定はありますでしょうか。あるいは、10haを超える面積を利用する場合には、各事業者が公募占用計画の準備の段階で地方整備局や港湾管理者と個別に調整する必要がありますでしょうか。後者の場合、具体的にどのような手続き等によって確保することができるかお示し頂けますでしょうか。	各事業者の計画内容に応じて、必要となる場合は、隣接する背後地等を確保いただくものと理解しております。その場合、公募占用指針に記載の港湾・埠頭以外の施設を利用する場合には当該施設が利用可能であることを証する資料を添付する必要があります。具体的な手続きについては、港湾管理者にお問い合わせください。
777	公募占用指針	第3章(1)	指定されている鹿島港外港公共埠頭は、現在、完全に整備された状態ではなく、現行の港湾整備計画のスケジュールは、本公募で検討されている建設工事を実施するスケジュールと合致していないと考えられる。今後、港湾整備計画の変更を考えておられるか。	建設工事を実施するスケジュールは公募参加者ごとに異なります。公募参加者の希望利用時期をふまえ、整備を進めてまいります。
778	公募占用指針	第3章(1)	「利用可能面積約10ha」と記載されているが、事業者決定以降、港湾利用者との協議の上、利用可能面積を拡大できたとした場合、公募占用計画の変更は認められるか。	公募占用指針第9章(5)1)に示す「変更を認める場合の基準」に適合するものであれば公募占用計画の変更は可能です。
779	公募占用指針	第3章(1)	提示されている鹿島港において利用可能な場所に関しては、建設工事に使用する機材等の保管を考慮した場合、十分な広さが確保できない可能性があるが、事業者は、指定された区域以外に自ら保管場所を用意することができるか。できない場合、保管場所の管理者と使用料、その支払方法について教えて頂きたい。指定された港湾の利用可能エリアには、フェンスや投光器などの設備があらかじめ用意されているか。それとも、事業者が自ら用意する必要があるのか。	十分な広さが確保できない場合、自ら保管場所の確保をお願いします。その場合、保管場所の管理者の特定は自ら調整ください。港湾の利用可能エリアの詳細な諸元を確認したい場合は、地方整備局港湾空港部を窓口としてお問い合わせください。

780	公募占用指針	第3章(1)	<p>1 名洗港は、事業の建設段階において使用可能になるのか</p> <p>1 可能となる場合、利用を可能とする整備は行政側で行うのか。行う場合、その費用と、事業者がこれをどのように支払うことになるのか教えて頂きたい。</p> <p>1 またその場合、港湾整備工事のスケジュールを提示していただきたい。</p> <p>1 整備工事に重大な遅延が生じた場合、どの港湾（非商業港）を、どのような条件で利用可能か</p>	<p>名洗港については港湾管理者（千葉県）にお問い合わせください。なお、10月22日に開催された「洋上風力発電に関する「千葉県銚子市沖における協議会」構成員による公募前説明会」の資料も参照ください。</p>
781	公募占用指針	第3章(1)	<p>鹿島港における荷役インフラについて、国土交通省ではクレーンの稼働に関する時間的制約を把握されているか。港湾の稼働（労働）時間に、何かの理由による制限は存在する場合は、教えて欲しい。</p>	<p>港湾管理者（茨城県）の管理するクレーンについて、稼働に関する時間的制約はかけられておりません。労働時間については、荷役を依頼される業者にご確認ください。</p>
782	公募占用指針	第3章(1)	<p>鹿島港のふ頭エリアの地質情報について。新しい埠頭は、ジャッキが可能のように岸壁のすぐ近くに建設されるのか。また国土交通省が、将来、SEP船がジャッキアップ作業を行う予定の全域において、海底の構成を確認するために海底30Mの地質分析を提供することは可能か。</p>	<p>基地港湾の整備予定については、個別に港湾を管轄する地方整備局港湾空港部にお問い合わせください。港湾の地質分析については、国土交通省にて行うことを想定していません。</p>
783	公募占用指針	第3章(1)	<p>茨城県および関東地方整備局との賃貸借契約を「あらかじめ」締結するとあるが、入札や港湾の使用に関し、この契約を締結する望ましい時期や期限は存在するか。</p>	<p>港湾を使用するより前に契約を締結する必要があります。</p>
784	公募占用指針	第3章(2)	<p>「地元自治体が設置する基金及び一般財団法人千葉県漁業振興基金（以下「振興基金」という。）に出捐」とあるが、その金額規模、分配内訳等まで記載する旨はない。「協議会構成員による説明会」で明確となるか、公募占用指針に記載頂きたい。</p>	<p>基金への出捐の詳細については、10月22日に開催された「洋上風力発電に関する「千葉県銚子市沖における協議会」構成員による公募前説明会」において説明、公表されていますので当該説明会の資料を参照ください。</p>
785	公募占用指針	第3章(2)	<p>「地元自治体が設置する基金及び一般財団法人千葉県漁業振興基金（以下「振興基金」という。）に出捐」とあるが、その金額規模を記載する場合はあるか？または、出捐規模（算出根拠）を記載する必要があるか。</p>	<p>同上</p>
786	公募占用指針	第4章(1)	<p>長崎県五島ではQ238、239にて事業者のプレゼンテーションの機会があるとのことであったが、この銚子沖においても同様か。また入札書類の提出以降、国からの問い合わせや質問が来ることもあるのか。</p>	<p>前段については同様です。後段については、場合によって有り得るものとお考え下さい。</p>
787	公募占用指針	第6章(2)	<p>五島市沖公募占用指針（案）の意見募集結果では、「占用の区域を大きく下回る場合は、出力の量の基準として示している2.1万kWから下回る場合」と示されている。</p> <p>・当該公募占用指針（案）における出力の量の基準は、1系統は37万kW、もう1系統は18.72万kWが示されているが、両者の場合の大きく下回るとされる基準値はどのように解釈すればよいのか、定量的に示していただきたい。</p>	<p>例えば銚子市沖の場合、「占用の区域（対象区域）を大きく下回る場合」とは、占用の区域の状況や環境アセスメント等を踏まえると占用の区域を制限せざるを得ないと考える場合（占有区域の関係で、海洋再生可能エネルギー発電設備の出力が海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準として示しているうち、小さい方の最大受電電力18.72万kWから下回らざるを得ない理由がある場合）をいいます。</p>

788	公募占用指針	第6章(2)	「公募占用指針で示した占用の区域（対象区域）を大きく下回る場合は、その理由について明示すること。」 五島のパブコメ結果「別紙 No196」で、「占用の区域を大きく下回る場合とは、出力の量の基準として示している2.1万kWから下回る場合」と示されました。今回、出力の量の基準は、1系統は37万kW、もう1系統は18.72万kWと示され、下限は小さい方18.72万kWから20%を減じた14.98万kWと示されました。五島を当てはめると、大きく下回るとは18.72～14.98万kWの間と理解でき、 $37+18.72=55.72 \sim 18.72$ 万kWの間は大きく下回らない出力と理解され、理由を明示しなくてよいと考えてよいでしょうか。	同上
789	公募占用指針	第6章(2)	「また、鹿島港以外を活用する場合は、当該港が活用できることを証する資料を公募占用計画の提出時に添付すること。」と記載されているが、（別添3）において地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類の添付を求めていることから、建設に関わる輸送であっても寄港のみの場合や、警戒船の所属港、緊急時の避難港等は港湾整備に関わらないという理解のもと対象外で良いか。	地耐力に限らず、例えば必要水深が確保されているか等、構造上の利用可能性の検討は必要になりますので、どのような利用形態であっても対象とします。ご意見を踏まえ本文を修正しました。
790	公募占用指針	第6章(2)	仮に、事業者A（出力37万kW、供給価格29.00円/kWh）と、事業者B（出力18.72万kW、供給価格29.00円/kWh）の公募占用計画が提出された場合、価格評価点は同じ点数になるのか？	同じになります（第8章（1）参照）。
791	公募占用指針	第6章(2)	「鹿島港を活用する場合は、関東地方整備局及び港湾管理者（茨城県）に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認した結果を記載すること。また、鹿島港以外を活用する場合は、当該港が活用できることを証する資料を公募占用計画の提出時に添付すること。」と記載されているが、手続き方法の詳細を明示いただきたい。	第3章（1）に記載のとおりです。ご不明な点は地方整備局港湾空港部及び港湾管理者に問い合わせください。
792	公募占用指針	第8章(2)	「今後導入が進むと考えられる最先端の技術導入を進めているか」という評価基準は、銚子沖洋上風力事業に特化して開発される最先端技術に限ったものではないと考えている。仮に入札者が、本他プロジェクトのために最先端技術を開発し続け、それにより本促進区域外の銚子エリアや、日本国内全体、更には国際的な洋上風力事業の機会にも利益をもたらす可能性がある場合、その最先端技術が本促進区域における事業を行うために成熟化することを保証できないとしても、事業者は本公募において加点されることになるか？	最先端の技術の導入の評価にあたっては、実績や実証結果など信頼性も考慮して評価することとなります。また、信頼の低い技術等を活用する場合は、事業計画の実現性等における評価に影響する可能性があります。 このような中で、最先端の技術を導入し、業界を先導する取り組みを評価し、インセンティブを与えるため、最先端技術の導入を別途評価することとしております。
793	公募占用指針	第9章(7)	選定事業者が最善の努力を果たしたにも関わらず関連漁業関係者から占用計画に係る書面合意を得られなかった場合、どうなるのか。	実績の評価は国内の実績に限るものではありません。我が国の自然・社会状況等を踏まえた実績があれば極めて適切と評価される場合があります。
794	公募占用指針	第10章(2)	接続検討申込は、「本公募に係る接続検討は、各事業者1件ずつ」と規定されているが、銚子市沖に限っては連系先が2系統あるため、同時に2系統分の接続検討申込を行うことは可能か。	可能です。ご意見を踏まえ本文を修正します。

795	公募占用指針	別添 1	「機関等と調整の上、風車の大きさや設置本数、配置、工法などを決定する必要がある。」について 銚子沖に係る海洋再生可能エネルギー発電整備促進区域（以下、促進区域という）は、国土交通省東京航空局の山田航空路監視レーダー（香取市）とその覆域の間に位置すると思われます。促進区域のゾーニングの段階において、電波障害に関し東京航空局と高さ制限、基数制限などの調整事項がありますでしょうか。（レーダーの監視距離が 200 海里（約 370km）にも及ぶため、地表が曲面であることの影響も考えられ、低い高さの障害物でも 200 海里先では、かなりの高さまで影響があるように感じます。）	航空局へ確認したところ、電波障害に関して法的な高さ制限、基数制限はございません。 一方で、航空局所掌施設は航空安全上重要な施設であるため、施設近傍へ大型建造物建造の際は、関係機関より情報提供のお願いをさせていただく場合があります。
796	公募占用指針	別添 2	事業者は、漁業関係者との間で事前に基金に出損する金額を合意しておくことが求められるのか。その場合、この合意はどのように証明されるのか。事業者は、漁業関係者に提示した出損金額を提出することが求められるのか。その場合、最も高い出損金額を提示した事業者が最高得点を得ることになるのか。	事前の合意を証明する必要はありません。
797	公募占用指針	別添 2	「名洗港の活用」と記載されているが、名洗港の活用にあたり、利用条件（岸壁の諸元、水深、利用可能用地、利用料など）をお示しいただきたい。	港湾管理者である千葉県にお問い合わせください。
798	公募占用指針	別添 2	振興基金の金額は特段指定・目安がないとの理解でよいか。この多寡が評価の差異につながるか。抛出の頻度（半年に 1 回、年に 1 回 など）は特に指定がないという理解でよいか。	「洋上風力発電に関する「千葉県銚子市沖における協議会」構成員による公募前説明会」の資料を参考としてください。
799	公募占用指針	別添 2	選定事業者は「漁礁設置」を含む目的のために基金へ出損を行うべきとの記載があるが、漁礁は洋上風力発電所の敷地内に設置されるのか。その場合漁礁は環境アセスメントに含まれることになるが、事業者はどのように占用計画提出の段階で漁礁設置の合意を得れば良いのか。	前段については、その場合に限りません。後段のケースについては、環境アセスメントに含まれる場合は、本事業の一環として選定事業者自らが魚礁を設置する場合に限定され则认为します。
800	公募占用指針	別添 2	「地元自治体が設置する基金に出損する部分については、地元自治体は関係漁業者等を交えた協議の場を設け、基金の運営について必要な協議を行うこと」とあるが、これは地元自治体が基金に出資する予定との理解でよろしいか。その場合、この基金はどのように管理され、どの程度の出資額になるのか。	前段については、選定事業者からの出損を予定しています。後段については、地元自治体の判断によること、「千葉県銚子市沖における協議会とりまとめ」や「洋上風力発電に関する「千葉県銚子市沖における協議会」構成員による公募前説明会」の資料を参考としてください。

801	公募占用指針	別添 2	<p>国指定名勝及び天然記念物「屏風ヶ浦」（全長約 10 キロメートル）に近接する銚子沖に大規模な洋上風力発電施設の建設が計画され、その文化財の価値や景観に大きな影響を与えることが憂慮されています。市民が誇りに思い、大事に守ってきた屏風ヶ浦は、その価値や市民の努力が認められて 2016 年に国指定の名勝天然記念物となったわけですが、今般の銚子沖洋上発電施設建設は、国指定文化財の価値に影響を与えるだけでなく、市民が親しんできた屏風ヶ浦から太平洋にかけての地球を丸く見せる貴重な景観と富士山への眺望を大きく損ないかねない事業です。すでに、「千葉県銚子沖における協議会」が本年 6 月に発表した「意見とりまとめ」の 3 留意事項（3）には、「選定事業者は、（略）国指定名勝及び天然記念物である屏風ヶ浦をはじめとする、国定公園等における地形・景観が有する文化的・環境的・地球科学的な価値に留意し、地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。また、文化財及び環境関連の法令に基づき、屏風ヶ浦等への影響を上記協議結果や学識経験者等の意見を踏まえ、客観的根拠に基づいて専門的な調査・予測・評価を行うとともに、その結果を踏まえ影響を軽微にするための適切な対応を行うこと」との記述があります。銚子市として、選定事業者に対してこの留意事項の確実な履行を求めるのは当然として、事業者による検討や結果発表を待つことなく、こうした重大事業が想定される場合には、市として、市民にわかりやすい情報をできる限り早い機会に提供する必要があるのではないのでしょうか。できれば、いくつかのケースを想定した事業シミュレーション画像等を用意し、市民に広く公開するなどにより、活発な議論を促してはどうでしょうか。このような大規模な事業、とりわけ市民・国民の宝とも言える文化財や景観に関わる大事業が、観光振興や財政等の観点だけで、また関係者等一部の限られた人々だけで議論されるのでは、市にとってよい結論が得られるとは思われません。この風力発電施設建設事業が、市の将来にとって極めて重要な事業であるならば、市にとってかけがえのない文化財の価値、美しい希少な自然景観の価値をも未来に確実に継承できるよう、市長、市民の皆様の積極的な努力を期待しています。また、現在、経済産業省と国土交通省は「再エネ海域利用法」に基づき、銚子沖も含めて洋上発電の全国展開を図っているところですが、この洋上での巨大開発事業の影響評価においては、文化遺産（水中文化遺産を含む）の保護、周辺景観及び自然環境の保全について、より適切な位置づけが必要です。</p>	<p>経済産業省及び国土交通省としては、文部科学省を含む関係省庁とも引き続き連携を図りつつ、制度の運用に努めてまいります。また、協議会意見取りまとめが尊重されるよう努めてまいります。なお、御意見の内容に鑑み、頂いた内容については銚子市にもお伝えいたしません。</p>
802	公募占用指針	別添 5	<p>選定事業者が系統提供事業者と異なる場合、かつ公募占用計画では 2 系統の内 1 系統のみを活用する旨記載した場合、継承される系統は公募占用計画に記載されたものだけで他方の系統は選定事業者に継承されないという理解で正しいか。</p>	<p>御理解の通りです。</p>